

維持修繕作業に係る公募手続き開始のお知らせ

次のとおり公募します。

令和6年12月9日

(注文者) 中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社

社長 吉村 義朗

1 作業概要

- (1) 作業名 令和7年度 中央自動車道 甲府管内西地区維持修繕作業
- (2) 道路名 中央自動車道 西宮線、中部横断自動車道
- (3) 作業区間
- | | | |
|--------------------|--|-----------|
| 中央自動車道 西宮線 | | |
| (自) 山梨県中巨摩郡昭和町 | | (113.4KP) |
| (至) 山梨県北杜市小淵沢町 | | (148.7KP) |
| 中部横断自動車道 | | |
| (自) 山梨県西八代郡市川三郷町宮原 | | (49.7KP) |
| (至) 山梨県甲斐市龍地 | | (75.0KP) |
- (4) 作業内容 本作業は、甲府保全・サービスセンター管内の中央自動車道及び中部横断自動車道において、道路を構成する部分の機能及び道路空間環境を一定の水準に保つため、清掃作業、植栽作業、雪氷対策作業、事故復旧作業、交通規制作業、小補修工事の各作業の実施を通じて、お客さまへの安全・安心な道路空間を総合的に提供するものである。
- (5) 作業概算数量
- | | |
|-----------|------|
| 清掃作業 | 12ヵ月 |
| 植栽作業 | 12ヵ月 |
| 雪氷対策作業 | 5ヵ月 |
| 緊急作業 | 12ヵ月 |
| 交通事故復旧作業 | 12ヵ月 |
| 交通規制作業 | 12ヵ月 |
| 小補修作業 | 12ヵ月 |
| その他維持修繕作業 | 12ヵ月 |
- (6) 工期
- <個別契約期間>
令和7年4月1日から令和8年4月30日まで(13ヵ月間)
- <基本契約期間>
令和7年4月1日から令和10年4月30日まで
- (7) 作業期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(12ヵ月間)
- (8) 本作業は、あらかじめ指定する評価項目に関する技術評価資料の提出を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用作業である。
また、本作業は、契約締結に伴い複数年度にわたる作業の実施を約定した基本契約を締結し、基本契約に基づいて個別契約を締結することを条件とした作業である。なお、基本契約の内容は別途「維持修繕作業下請負基本契約書」により示すものとする。

2 競争参加資格

当該作業に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ当該作業に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 次の条項に該当しない者であること。

- ・当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ・見積りに参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。資本関係又は人的関係とは、次の①から③までの関係をいう。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他見積りの適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の見積りに参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (2) 次の各号の一に該当すると認められ、その事実があった後2年を経過していない者でないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - 三 落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 当社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - 七 当社と係争中である者
 - 八 役員等（個人にあってはその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等
 - 九 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等
 - 十 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等
 - 十一 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等
 - 十二 役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等
 - 十三 自らもしくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は、会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者
 - 十四 その他社会的影響の大きい不正行為があり、当社の契約相手方とすることが不適当と認められる者
- (3) 当社の「協力会社管理台帳」に登録されていること。なお、台帳登録の有無については3（9）の交付時に確認できるものとし、登録されていない場合は、申請書等の提出時まで登録申請に必要な書類を提出すること。申請方法に関する問い合わせ先は、3（8）1）に同じ。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 平成21年度以降に元請け又は当社の元請け又は一次下請けとして完成・引渡しが完了した次の同種又は類似作業の実績を有すること。

項目	内容
同種作業	年間を通して実施する高速道路又は片側2車線以上の自専道における交通規制を伴う維持修繕作業（清掃、植栽、雪氷対策、緊急、交通事故復旧）
類似作業	年間を通して実施する片側2車線以上の国道・県道・主要地方道における交通規制を伴う維持修繕作業（清掃、植栽、雪氷対策、緊急、交通事故復旧）

- ・「年間を通して」とは、工期（作業期間）が12ヵ月以上で契約している作業件名をいう。ただし、作業工種のうち「雪氷対策」については、この限りでは無い。
- ・全ての作業工種（清掃、植栽、雪氷対策、緊急、交通事故復旧）の施工実績を必要とする。
- ・各作業工種の実績が同種と類似の組み合わせであっても良い。
- ・同一作業件名で全ての作業工種の施工実績を有する必要は無い。
- ・競争参加資格に関する証拠書類の写しを競争参加資格確認申請書に併せて提出すること。

(6) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任技術者を当該作業に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、作業現場が稼働している期間とする。

- ① 主任技術者にあつては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格申請書提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ② 主任技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ③ 現場代理人又は主任技術者が、元請け又は当社の元請け又は一次下請けとして完成・引渡しが完了した下記の同種又は類似作業の経験を有すること。

項目	内容
同種作業	年間を通して実施する高速道路又は片側2車線以上の自専道における交通規制を伴う維持修繕作業（清掃、植栽、雪氷対策、緊急、交通事故復旧）
類似作業	年間を通して実施する片側2車線以上の国道・県道・主要地方道における交通規制を伴う維持修繕作業（清掃、植栽、雪氷対策、緊急、交通事故復旧）

- ・配置予定技術者は、複数名記載できる。
- ・「年間を通して」とは、工期（作業期間）が12ヵ月以上で契約している作業件名をいう。ただし、作業工種のうち「雪氷対策」については、この限りでは無い。
- ・全ての作業工種（清掃、植栽、雪氷対策、緊急、交通事故復旧）の経験を必要とする。

- ・各作業工種の経験が同種と類似の組み合わせであっても良い。
- ・同一作業件名で全ての作業工種の経験を有する必要は無い。
- ・全ての作業工種の経験を同一の者が有している必要はない。但し、複数名で要件を満たす場合は、そのすべての者を配置しなければならない。
- ・主任技術者が競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが確認できる証拠書類の写しを競争参加資格確認申請書に併せて提出すること（健康保険証の写しなど）。
- ・競争参加資格に関する証拠書類の写しを競争参加資格確認申請書に併せて提出すること。

- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による「土木工事業」「とび・土木工事業」「舗装工事業」の全ての許可を有すること。
- (8) 作業地域内（山梨県）における建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 手続きに関する事項

(1) 総合評価方式の仕組み

本作業の総合評価方式は、企業の施工実績及び配置予定技術者の経験などから付与する技術評価点と、見積書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び見積時の評価に関する基準については、競争参加説明書による。

(2) 評価項目及び評価指標

ア) 企業の評価について

評価項目	評価指標
① 維持修繕作業の作業実績 平成26年度以降に元請け又は当社の元請け又は一次下請けとして完成・引渡し完了した維持修繕作業の作業実績	同種・類似の作業実績の有無 同種有り 類似有り 実績無し

<p>② 維持修繕作業の作業実績月数 平成26年度以降に元請け又は当社の元請け又は一次下請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕作業の作業実績通算月数</p>	通算月数
<p>③ 体制構築に要する時間 (1) 緊急参集に要する時間 緊急作業のために、2tトラック2台、運転手：3名（うち1名は標識車を運転）、作業員：4名、規制作業員：1名が甲府昭和基地（甲府昭和IC）に参集できるまでの時間 (2) 雪氷対策作業時の体制確保に要する時間 気象急変による当社の要請に対する初動体制構築（運転手：3名+助手：3名が甲府昭和基地（甲府昭和IC）に参集する）までの時間</p>	<p>参集時間 参集時間</p>

- ・評価項目に関する証拠書類の写しを技術評価資料に併せて提出すること。
- ・当社以外の施工実績は、国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人であること。

イ) 配置予定技術者の評価について

評価項目	評価指標
<p>① 維持修繕作業の経験実績 現場代理人又は主任技術者の平成26年度以降に元請け又は当社の元請け又は一次下請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕作業の経験</p>	<p>同種・類似の作業経験の有無 同種有り 類似有り 実績無し</p>
<p>② 維持修繕作業の経験月数 現場代理人又は主任技術者の平成26年度以降に元請け又は当社の元請け又は一次下請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕作業の通算経験月数</p>	経験月数
<p>③ 保有資格 配置予定の現場代理人及び主任技術者の保有する資格</p>	保有資格の種類と有無

- ・経験実績、経験月数の評価は、配置予定技術者が現場代理人と主任技術者を合わせて複数ある場合は、最低評価となる者で評価する。
- ・保有資格の評価は、現場代理人、主任技術者それぞれにおいて評価するものとし、複数ある場合は、それぞれ最低評価となる者で評価する。また、現場代理人が主任技術者を兼ねる場合は現場代理人としてのみ評価する。
- ・評価項目に関する証拠書類の写しを技術評価資料に併せて提出すること。
- ・当社以外の施工実績は、国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人であること。

ウ) 特定テーマに対する記述について

評価項目	評価指標
<p>以下のテーマ毎にそれぞれ最大3つ記載すること</p> <p>①車線規制完了後の高速道路上の規制内において、規制材の保守・運用を含めた作業員の安全確保のため、以下イ、ロ、ハの項目についての対応策や工夫などの提案</p> <p>イ. 交通監視員不在で作業を行わせないための対応</p> <p>ロ. 交通監視員がわき見をせず交通監視に集中するための対応</p> <p>ハ. 作業員間の連携不足による事故を防止するための対応</p> <p>※イ、ロ、ハの項目について1つずつ記載すること。</p> <p>②高速道路上の車線規制に対する受損事故が後を絶たない状況下において、受損事故軽減の観点から、規制材を設置及び撤去する上での留意点</p> <p>※設置及び撤去の各々の留意点を記載すること。なお、規制設置完了後から撤去開始までの規制中に関する留意点の記述は評価対象外</p> <p>③ 維持修繕作業車両の一般車両との接触のほか、狭小箇所や後退時などの事故を防止するための具体的な対応策の提案</p>	記述内容の適格性、具体性、効果

※但し、施工提案は注文者が契約前に事前確認したうえで採否を決定するものとし、競争参加資格の確認結果とあわせて通知する。

(3) 評価点の付与方法

ア) 企業の評価について

評価項目		判定	項目別配点	総合評価点算出用 ($\alpha : 0.8$)
① 作業実績有無	同種	有	10	8
	類似	有	5	4
	無し	無	0	0
② 作業実績月数		通算月数の最大月数10点、12ヵ月を0点として比例配分		左記×0.8
③ 参集時間 (1)	60分以内	10	8	
	90分以内	5	4	
	90分を超える	0	0	
④ 参集時間 (2)	60分以内	10	8	
	90分以内	5	4	
	90分を超える	0	0	

イ) 配置予定技術者の評価について

評価項目		判定	項目別配点	総合評価点算出用 ($\alpha : 0.8$)
① 作業経験有無	同種	有	10	8
	類似	有	5	4
	無し	無	0	0
② 作業経験実績月数		通算月数の最大月数10点、12ヵ月を0点として比例配分		左記 $\times 0.8$
③ 保有資格	現場代理人	一級土木又はこれと同等の資格	5	4
		二級土木又はこれと同等の資格	3	2.4
		資格無し	0	0
	主任技術者	一級土木又はこれと同等の資格	5	4
		二級土木又はこれと同等の資格	-	-
		資格無し	-	-

※現場代理人、主任技術者それぞれにおいて評価する。

※現場代理人が主任技術者を兼ねる場合は現場代理人としてのみ評価する。

ウ) 特定テーマに対する記述について

テーマ毎の記述内容における適格性、具体性、効果に応じて0~10点を配点する。

(4) 落札者の決定方法

技術評価資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数 α を乗じた値と見積書の価格による価格評価点に β を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

① 総合評価点： $(\text{技術評価点} \times \alpha) + (\text{価格評価点} \times \beta)$

α の値は「0.8」とする。

β の値は「0.2」とする。

② 技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③ 価格評価点：100-200 (P/L-X/L)

ここに、P：見積書に記載の価格（見積価格）

L：契約目安価格

X：最低入札価格

(5) (4)において、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 配置技術者に関する事項

技術評価資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の要件を満たさない技術者が配置された場合は、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

(7) 記載内容の履行に関する事項

受注者の責により、技術評価資料に記載された内容が履行されなかった場合は、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

(8) 担当部局

- 1) 〒192-0083 東京都八王子市旭町12-4 日本生命八王子ビル4階
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社 事業部 事業課
電話 042-660-0801
- 2) 〒409-3866 山梨県中巨摩郡昭和町西条2785
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社 甲府事業所
電話 055-268-7081

(9) 競争参加説明書等の交付期間、場所及び方法等

競争参加希望者には、手続き開始のお知らせの写し、競争参加説明書、見積者に対する指示書、維持修繕作業下請個別契約約款、維持修繕作業下請負基本契約書（案）（維持修繕作業下請基本契約約款を含む）、維持修繕作業下請負共通仕様書、設計図、維持修繕作業下請負特記仕様書、単価表（以下、「設計図書等」という。）を交付する。

- ① 交付期間：手続き開始のお知らせから令和7年1月9日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始の令和6年12月30日（月）から令和7年1月3日（金）を除く毎日午前9時から午後4時まで。
- ② 交付場所：（8）に同じ。
- ③ 交付方法：設計図書等はCD-Rにより無料で交付する。

(10) 申請書等の提出期間、場所及び方法等

競争参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び技術評価資料（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、申請書等は競争参加説明書に基づき作成するものとする。

- ① 提出期間：令和6年12月10日（火）から令和7年1月9日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始の令和6年12月30日（月）から令和7年1月3日（金）を除く毎日午前9時から午後4時まで。
- ② 提出場所：（8）1）に同じ。
- ③ 提出方法：持参すること。（郵送又は電送は受け付けない。）

(11) 見積書の提出期間、場所及び方法等

- ① 提出期間：令和7年1月17日（金）から令和7年2月19日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで。

- ② 提出場所：記（８）１）に同じ。
- ③ 提出方法：持参すること。（郵送又は電送は受け付けない。）

4 その他

（１）契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）見積りの無効

本お知らせに示した参加資格のない者の行った見積り、申請書等に虚偽の記載をした者の行った見積り、見積りに関する条件に違反した者の行った見積り及び見積時に単価表の提出のない者の行った見積りは無効とする。また、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った見積りを無効とする場合がある。なお、無効の見積りを行なった者を落札者としていた場合は契約を行わないものとする。

（３）契約決定の取り消し等

申請書等に虚偽を記述した者は、当該作業の競争参加資格の確認を取り消すとともに、契約違反として必要な措置を講ずる場合がある。

（４）配置予定主任技術者の確認

落札者として決定後、配置予定の主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記２（６）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると注文者が承認した者を配置しなければならない。

（５）申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

（６）提出された申請書等は、原則として返却しない。

（７）手續における交渉の有無 無

（８）注文請書作成の要否 要

（９）当該基本契約に係る次年度の個別契約を当該作業の業績評価に基づき、契約相手方と締結する。なお、契約内容については、一部変更追加されることがある。また、業績評価の結果や社会情勢の変化などがあつた場合により、契約を継続しないことがある。

（１０）関連情報を入手するための照会窓口・手續に関する問い合わせ先は、３（８）１）に同じ。

(11) 詳細は、競争参加説明書による。

以 上